

大阪 ぼしれん

発行所 社会福祉法人
大阪府母子寡婦福祉連合会

発行人 滝本 美津代
大阪府東成区中道1丁目3番59号
大阪府立母子・父子福祉センター内
電話 06(6748)0263
F A X 06(6748)0264
URL : <http://www.osakafu-boshiren.jp/bosh/>

11月号

(249号)

トピックス

- 1面 母子家庭母の集い
要望書
- 2面 カーネーション旅行
親支援講座

令和3年大阪府母子家庭母の集い

7月24日(土)大阪府立母子・父子福祉センターに於いて「令和3年大阪府母子家庭母の集い」を2年ぶりに開催しました。今年は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、参加者を会場定員数の半数以下に減らすなど、対策を取りながらの開催となりました。保育は1名でした。



東屋母子部会長による開会の言葉



決議案を提案する
箱田・八尾母子部代表(左から)

第1部では、各市町村から推薦された優良母子家庭の母26名と永年勤続職員7名が理事長表彰を受賞しました。その後、会員の子ども2人が日頃の想い、感謝の気持ちまた将来の夢を作文にして発表しました。

1部最後に、母子部代表者がひとり親家庭や寡婦福祉の向上を図るため、府・市町村へまた国へ要望する「決議案」を提案し、参加者一同の賛同により採択されました。

第2部では、うえだライフマネジメントオフィス代表 植田 香代子氏が講師に迎え、「子どもの教育資金についての家計管理講習会」の講演があり、会場の参加者は皆、熱心に聞き入っていました。

今年は、コロナ禍の中、集いを開催することができ、実りあるものとなりました。そして、来年、通常での開催を願って、閉会となりました。

要望

7月24日(土)「大阪府母子家庭母の集い」に於いて採択された決議を要望書とし、9月15日(水)大阪府知事に提出しました。

当日は、松本福祉部長、永尾子ども室長、西島子育て支援課長、他担当課に面会。連合会からは、滝本理事長、東屋母子部会長等5名が出席し、ひとり親家庭の雇用について、大阪府からの民間企業に対するひとり親家庭の雇用促進の啓発、そしてコロナ禍においての子育て支援などについて要望しました。詳細は右記のとおり。



松本福祉部長に要望書を手渡す滝本理事長

大阪府からは、「子どもたちのためにも、これらは大切な事なので、地域母子会からも各市町村へ声を挙げてください」とのお言葉をいただきました。

- 要 望 書
- 令和三年「大阪府母子家庭母の集い」において、母子家庭及び寡婦福祉の更なる向上を図るため参加者一同の総意により次の事項を決議し、その実現を関係機関に強く要望します。
- 《府・市町村へ要望するもの》
- 一、大阪府ひとり親家庭医療費助成制度については、親子の健康が自立の基盤となることから、なによりも将来を担う子どもの健やかな育成を図るため、この制度の現行要件を維持することはもとより、所得要件については同居親族の所得ではなく、本人のみの所得を基準とされたい。
 - 二、新型コロナウイルス対策において、ひとり親家庭の生活や子育ておよび教育に対して支障や格差が出ないよう引き続き対策を講じられたい。
 - 三、母子家庭の母等の雇用にあたっては、就業の支援に関する特別措置法に基づき自治体や地元企業で正規雇用の拡大を図るなど、支援体制の積極的な取り組みを促進されたい。
 - 四、母子・父子自立支援員については、母子家庭等の総合的な相談窓口として最も重要な役割を担うため、常時きめ細かな支援ができるよう、勤務体制について特別の配慮をされたい。
 - 五、母子家庭等の生活の安定と早期の自立を図るため、公営住宅等への優先入居及び保育所への優先入所を確保なものにされたい。
 - 六、放課後児童クラブについては、母子家庭の母等が安心して子育てと就業の両立が出来るよう優先的利用と母の所得に応じて利用料金が減免されるなど市町村において格差なく整備を図られたい。
 - 七、ファミリー・サポート・センター事業を利用するひとり親世帯については、親の所得に応じて利用料金の軽減を図られたい。
 - 八、母子家庭の母等の雇用対策事業等として母子・父子福祉団体が運営する公共施設内等の売店や自動販売機の設置については「母子及び父子並びに寡婦福祉法」及び「特別措置法」の理念に基づき許可されたい。
 - 九、児童扶養手当制度については、生活実態に合わせて見直されたい。
 - ①所得制限の収入認定額を緩和されるとともに同居親族の所得要件を廃止されたい。

- ②子どもが進学する場合18歳到達後の年度末から大学や専門学校卒業時まで支給期間を延長されたい。
- 二、「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」に基づき、雇用の拡大が図られるよう、雇用の制度化や地元民間事業者への協力要請など、積極的に正規雇用施策を講じられたい。
- 三、養育費の支払いについては離婚当事者への周知啓発の強化や、国による養育費の立替え払い制度などを創設されたい。
- 四、「ひとり親家庭及び寡婦の医療費助成制度」については、自己負担額や助成内容が居住地にかかわらず格差のないものとなるよう、国による新たな助成制度を創設されたい。

令和三年九月十五日

大阪府知事

吉村 洋文 様

社会福祉法人 大阪府母子寡婦福祉連合会
理事長 滝本 美津代

8/1 『淡路島ニジゲンノモリ』

8月1日（日）バス2台 定員半数の親子55名で2年ぶりのカーネーション旅行へ出発しました。ワクワクした気持ちを抑え車内は静かに淡路島へ向かいました。晴天にもかかわらず、少し霞がかかった明石海峡大橋を渡り、まず「花さじき」に入園しました。広大な土地にいろいろな花が咲き乱れ、遠くまでの眺めがよく、大パノラマの景色は圧巻でした。芝生に寝転んだり、走り回ったり、出発後、初めて子どもたちの大きな笑い声が聞こえてきました。



花さじきで全員集合



NARUTO & BORUTO 忍里

昼食後向かった「ニジゲンノモリ」では、アニメの世界を体感できるアトラクションがたくさんあり、今回は挑戦したのは、人気アニメ「ナルト」です。入り口で受け取った巻物にスタンプを押して進むミッションラリーでした。体を動かしながら進んでいく、からくり立体迷路コースや、謎解きにチャレンジしながら進むコースもあり、親も子ども汗だくになりながら必死で取り組んでいました。子どもたちは、制覇するともらえる特性のラバーブレスレットに大喜びで、その楽しそうな笑顔や歓声に厳しい夏の暑さも忘れるほどでした。

帰りのバスでは恒例のビンゴゲーム大会をして旅行を締めくくりました。

9/22 大阪府離婚前後の親支援講座 ～子どもたちの健やかな成長のために～



参加者の声

大阪府立母子・父子福祉センターでは、今年度初めて「親支援講座」を4回開催する事となり、第1回を9月22日（水）梅田阪急ビルオフィスタワービルに於いて行いました。参加者は4名でした。

第1部は大阪ファミリー相談室から講師を迎え「離婚を考えた時の基礎知識」として離婚の方法と離婚するときに決めておくことを学びました。特に「養育費」「面会交流」「調停の活用」について、知っておくべき最近の動向を詳しく教えていただきました。

第2部では「ひとり親当事者の経験談の共有」を「ひとり親支援協会」の当事者の方から、元夫とのかかわり方や気持ちをありのまま正直な思いを聞かせてもらい、続いて参加者が順番に思いを話しました。

最後に講師から「どのような事も決してひとりで抱え込まないで」とやさしく強い言葉をいただき、とても和やかに終了しました。

ADR調停*（裁判外紛争解決手続き）の事を知ることができて良かったです。

ひとり親家庭の子どもたちも元気に成長できるように社会を変えていくことが出来るといいです。Zoomではなくリアル開催に参加できて大変良かったです。具体的な詳しい内容をありがとうございました。

※ADR機関等は、全国にいくつかあります。「離婚 ADR zoom」等で検索してみるといくつも出てきます。



第1部



第2部

共同募金

赤い羽根募金

10月1日～12月31日

大人が変われば、
子どもも変わる。



11月は
大阪府子ども・若者育成
支援強化月間

大阪府・青少年育成大阪府民会議